

県有施設等における公共用 EV 充電設備導入事業
企画提案（プロポーザル）募集要項

1. 概要

県有施設等（県立都市公園、県立自然公園及び県立博物館）の駐車場における充電インフラの整備を通じて、EV の普及促進を図るとともに、当該施設における利便性の向上等を図るため、千葉県（以下、「県」という。）と共同で「県有施設等における公共用 EV 充電設備導入事業」（以下、「本事業」という。）を実施する事業者を、企画提案（プロポーザル）方式により公募する。

2. 業務内容

別添「県有施設等における公共用 EV 充電設備導入事業仕様書」のとおり。

3. 応募資格

以下の全ての要件を満たす者であること。なお、共同で事業を実施する（以下、「共同事業体」という。）場合においては、全ての構成員が要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）また同条第 2 号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者として知事が定める者でないこと。
- (3) 県税その他の租税を滞納していないこと。
- (4) 本事業を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。
- (5) 募集要領等に示す業務を履行する能力を有すること。
- (6) 共同事業体で応募する場合においては代表する法人を定めること。
- (7) 単独で応募した法人は、他で応募する共同事業体の構成員にならないこと。
- (8) 共同事業体の構成員は、単独での応募又は他の共同事業体の構成員として、重複して応募しないこと。

4. プロポーザル参加申出に関する事項

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の書類を提出すること。参加申出を行った者が応募資格を有すると県が認めた場合は、県から参考資料（候補施設の平面図）を参加申出の提出期限日以降に電子メールにより送付する。

なお、参加申出を行った者が応募資格を満たしていない場合や、提出された書類に著しく不備がある場合等、本プロポーザルへの参加が適切でないと県が判断したときは、本プロポーザルへの参加を認めない旨、県から速やかに通知する。

(1) 提出書類

ア 参加申出書兼誓約書（様式 1）

イ 会社概要（A4縦版・横書き、様式自由）

会社名、所在地、設立年月日、資本金、従業員数、組織図、役員一覧等を記載すること。

ウ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

（2）提出方法

電子メール（件名は「県有施設等への充電設備導入事業参加申出書（会社名）」とすること。また、送付後は提出先まで到達確認を行うこと）

（3）提出期限

令和8年5月1日（金）正午【必着】

5. 質問の受付

募集要領の内容に関する質問については、上記4における参加申出書の提出を行った者のみ、次のとおり受け付ける。なお、質問がない場合は、質問書の提出は不要。

（1）質問方法

質問は、質問書（様式2）の提出によること。

（2）提出方法

電子メール（件名は「県有施設等への充電設備導入事業質問書（会社名）」とすること。また、送付後は提出先まで到達確認を行うこと）

（3）提出期限（質問受付期間）

令和8年5月8日（金）正午【必着】

（4）質問に対する回答

令和8年5月11日（月）以降に電子メールにより回答を送付する。

6. 企画提案書の提出

企画提案書については、仕様書を参考に作成し、以下のとおり提出すること。

（1）提出書類

ア 企画提案書（様式3表紙）

イ 企画提案書（様式3）※会社名が分からないようにすること。なお、図や写真等の挿入を可とする。

ウ 企画提案書の開示に係る意向申出書（様式4）

（2）企画提案書（様式3）の記載項目

ア 事業スキーム（仕様書上の役割分担を踏まえた事業者の業務内容等）

イ 事業実績（本事業と同種又は類似の事業実績の状況）

ウ 財務状況（直近3年間の営業利益率、流動比率、自己資本比率等を記載すること。なお、直近3年分の決算書等の写しを添付すること）

エ 工事期間及び運用期間中の事業実施体制、事業スケジュール

オ 故障時及び緊急時の問い合わせ対応体制、情報セキュリティ対策

カ 各対象施設へ設置する充電器の仕様・定格出力（kW）、設置数（口）

キ 1kWh当たりの税込充電料金（円）

- ク 充電器の利用方法、充電料金の決済方法
- ケ 県への事業報告の内容（利用状況等の各種データ）
- コ 急速充電器を設置する場合の車室維持策
- サ 付加提案（記載自由）

(3) 提出方法

電子メール（件名は「県有施設等への充電設備導入事業企画提案書(会社名)」
とすること。また、送付後は提出先まで到達確認を行うこと）

(4) 提出期限

令和8年5月15日（金）正午【必着】

(5) その他注意事項

- ア 所定の様式以外の書類については受理しない。
- イ 企画提案書の提出後、県の判断により補足資料を求められることがある。
- ウ 企画提案書の提出は、1者につき1案のみとする。
- エ 企画提案書には、様式3表紙を除く全てのページにおいて、会社名、ロゴマーク等、提案者の名称を識別または推定できる文言等を記載しないこと。
- オ 文字のフォントサイズは、原則として11ポイント以上とすること。

7. 企画提案書の審査

(1) 選考方法

口頭審査により行う（オンライン開催）。日程等（5月25日を予定）については、企画提案書の提出があった法人に対し、別途案内する。なお、審査基準は別紙「審査基準」のとおり。

(2) 選考結果の通知

選定結果については、電子メールで通知する。

8. 協定の締結

上記7の審査により選定された事業者は、本事業の実施に関し、別添の「県有施設等における公共用EV充電設備導入事業に関する協定書（案）」により、速やかに県と協定を締結することとする。

なお、事業者が協定の締結を辞退した場合、又は協定締結までに以下の事由に該当した場合は、選定結果を取り消し、協定を締結しないことができるものとする。

- (1) 参加資格を喪失したとき
- (2) 提出した書類に虚偽の記載があったとき
- (3) 正当な理由がなく、協定の締結に応じないとき
- (4) 財務状況の悪化等により、事業の運営に支障が生じると判断されるとき
- (5) 社会的信用の著しい損失等により、事業者として適切でないと判断されるとき
- (6) 事業推進に必要な手続きを行わないとき
- (7) 本要領、関係法令等に反していることが明らかになったとき
- (8) そのほか、知事により、協定の締結が適当でないと判断されるとき

9. その他

- (1) 企画提案に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の提出書類は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に基づき開示される場合がある。
- (3) 企画提案に使用する言語、通貨、単位は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限るものとする。

10. 提出先

千葉県環境生活部温暖化対策推進課 エコオフィス・次世代自動車推進班
メール：e-eco@mz.pref.chiba.lg.jp

(別紙) 審査基準

1. 評価基準

審査項目		審査基準	配点
事業 遂行 能力	事業スキーム	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書上の役割分担を踏まえた提案内容となっているか。 ・本事業を円滑に運用できるスキームとなっているか。 	10点
	事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業と同種又は類似の事業実績はあるか。 	10点
	財務状況	<ul style="list-style-type: none"> ・健全な財務状況にあるか。(直近3年間の営業利益率、流動比率、自己資本比率等) 	10点
	事業実施体制、 事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・工事期間や運用期間において、多数の関係者との連絡調整を含め、無理のない実施体制やスケジュールとなっているか。 	10点
	故障時・緊急時の対応、 情報セキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理者の負担軽減策(施設側へ問い合わせがいかない仕組み等)が具体的に示されているか。 ・故障時・緊急時において、利用者に対し迅速かつ適切な対応を取るのに十分な体制は整っているか。 ・利用者の個人情報等の漏洩防止に関し、万全な対策が取られているか。 	10点
企画 提案 内容	充電器の定格出力及び 設置数	<ul style="list-style-type: none"> ・設置する充電器の定格出力は仕様(普通充電器 6kW 以上、急速充電器 50kW 以上)を満たしているか。 ・急速充電器の場合、配置計画が既存車室を減らさない工夫がされているか。 ・施設の滞在特性や利用ニーズに適合しており、事業として現実性の高い設置計画となっているか。 	25点
	電力1kWh当たりの充電 料金(税込)	<ul style="list-style-type: none"> ・充電料金は、候補地周辺における一般的な公共用普通充電器の利用料金と比べ、適切な設定となっているか。 	15点
	利用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・決済方法を含め、より多くのEVユーザーにとって利用しやすいシステムが構築されているか。 	10点
	事業報告	<ul style="list-style-type: none"> ・県に報告する、利用状況等に関する各種データは充実しているか。 	5点

付加提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の趣旨を踏まえた、実現性の高い、効果的な提案となっているか。 ・ 県に費用負担を求める提案となっていないか。 ・ 充電設備の運用における課題解決、レジリエンス強化等の追加的な提案がされており、効果的な内容となっているか。 	15点
合 計		120点

2. 審査方法

本事業に係る事業者選考審査委員会において口頭審査（オンライン開催）を行い、本事業の事業実施候補者を選定する。なお、応募者が多い時は、事務局において事前審査を行い、優良提案を3件程度選考するものとする。

- (1) 上記選考審査委員会の各委員は、企画提案書の内容について、下記の基準に基づき事業者ごとに6段階評価（5点～0点）を行う。

評価点	評価
5点	優れている
4点	やや優れている
3点	普通
2点	やや劣る
1点	劣る
0点	非常に劣る、または提案なし

- (2) 各審査項目に係る得点は、上記の評価点に、項目ごとに設定した倍率を乗じた値とし、全項目の和を合計評価点とする。なお、合計評価点の満点は、付加提案を含め120点とする。

- (3) 全委員の合計評価点の平均が40点未満である場合は、失格とする。

- (4) 委員ごとに、合計評価点が高い事業者順に1位、2位…と順位をつける。

- (5) 上記の順位結果を、委員ごとに、下記により設定した順位点に換算し、全委員の順位点の合計が最も高い者を、本事業の事業実施候補者として選定する。

順位	提案者の数	
	2者の場合	3者の場合
1位	2点	3点
2位	1点	2点
3位	—	1点

- ※ 順位点の合計が同点の場合は、全委員の評価点の合計が高い事業者を上位とする。
- ※ 全委員の評価点の合計も同点の場合は、「企画提案内容」に係る評価点の合計が最も高い者を上位とする。
- ※ 「企画提案内容」に係る評価点の合計も同点の場合は、選考審査委員会の審議により、上位者を決定する。